

2012年(平成24年)4月1日から

福山市景観条例が

施行されます！

ご理解、ご協力
よろしくお願
いします！

福山市では、現在、広島県景観条例（ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例）に基づき景観施策を行っておりますが、このたび市の地域資源を生かすとともに、新たな景観の創出を図り、備後の中核都市にふさわしい、潤いやゆとりのある質の高い景観形成を図るため、景観法に基づく福山市景観条例・福山市景観計画を策定し、2012年（平成24年）4月1日から施行することとしました。

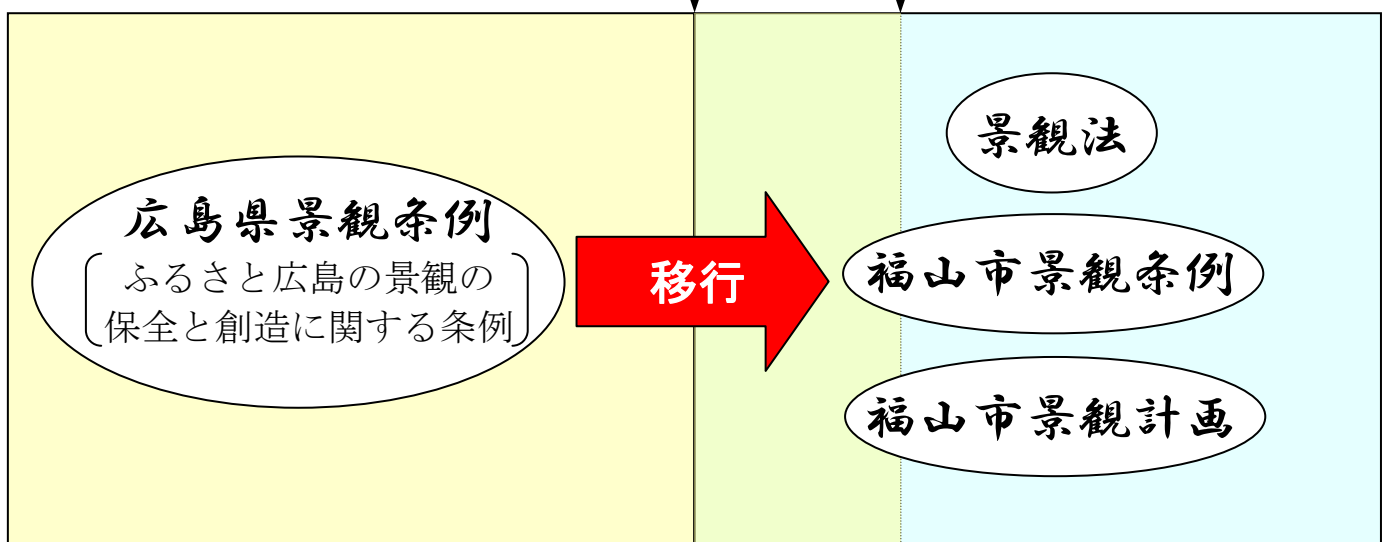
移行に当たっては、届出制度など基本的には広島県条例を引き継ぐこととしておりますが、いろいろと変更点もございますので、ご理解ご協力をお願いいたします。



ばらのまち福山
イメージキャラクター「ローラ」

2012年(平成24年)
4月1日

5/1



何が変わるの？景観条例の届出制度

～移行時に気を付けていただきたいポイント～

＜大規模行為の届出＞

窓口が
変わります

現在、広島県景観条例に基づく大規模行為の届出は、行為の種類によって、建築指導課または開発指導課が窓口となっていますが、福山市景観条例が施行されると、都市計画課が窓口となります。

届出対象が
変わります

届出の対象となる行為は、基本的には広島県景観条例の内容を引き継いでいますが、まったく同じではありません。福山市景観計画（本編または概要版）、福山市景観条例でご確認いただくか、都市計画課までお問い合わせください。

都市計画課窓口・
ホームページにあります！

様式が
変わります

福山市景観条例の施行後は、広島県景観条例に基づく届出様式とは違う届出様式となるのでご注意ください。届出様式は、現在作成中ですが、出来次第窓口やホームページで配布します。

Q1

届出対象となる区域は？

A 福山市全域が対象となります。

Q2

届出はいつまでにする必要があるの？

A 景観法により、行為着手の30日前までに届出が必要です。

Q3

4月中に行為着手する場合、30日前だったら3月中に届出をしないといけないけれど、福山市景観条例で届出をするの？

A 4月中に行為着手する場合は、3月中に広島県景観条例に基づく届出を行ってください。この場合は、福山市景観条例に基づく届出を重ねて行う必要はありません。

なお、行為着手が5月1日以降であれば、その30日前までに福山市景観条例に基づく届出が必要です。

Q4

このチラシをみても分からないことがあるのですが…

A このチラシはポイントのみをお知らせするものですので、詳細については都市計画課までお問い合わせください。

また、福山市景観条例についての説明会も行いますので、是非お越しください（別にチラシがあります。）。

ホームページでも随時情報提供をしておりますのでご覧ください。

問い合わせ先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市役所 建設局都市部都市計画課(11階)

TEL 084-928-1092 FAX 084-928-1735

E-mail: ftoshi@city.fukuyama.hiroshima.jp

ホームページ: <http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/toshikeikaku/css/keikan/keikan-index.html>